明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○輸出貿易管理令の一部を改正する政令（一六五）　二
○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一六六）　三
〔省　令〕
○輸出貿易管理規則及び輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令（経済産業三四）　三
〔告　示〕
○周波数割当計画の一部を変更する件（総務一四三）　八
○在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を定める件（同一四四）　九
○在外公館等における在外投票を行うことができる期日を定める件（同一四五）　九
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務一〇五～一一二）　一〇
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同一一三～一一五）　一七
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同一一六～一一八）　一八
○作業環境測定基準等の一部を改正する告示（厚生労働一八七）　二〇
○外国為替令第七条の経済産業大臣が指定する取引又は行為の一部を改正する件（経済産業七九）　二六
○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（同八〇）　二六
○自然公園法第二十二条第三項第二号の規定に基づき、環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する動植物を定める件の一部を改正する件（環境三九）　二六
〔官庁報告〕
官庁事項
令和六年度予算等について報告（内閣）　二九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、再生関係　六〇
特殊法人等
司法書士名簿登録等関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、無縁墳墓等改葬関係
会社その他
会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第一六五号）（経済産業省）

1　国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、ロシアを仕向地とする石油及び歴青油並びにこれらの調製品等の輸出について承認を要することとした。（第二条及び別表第二の三関係）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行することとした。

◇出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一六六号）（法務省）

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和五年法律第五六号）の施行期日は、令和六年六月一〇日とすることとした。